

○ 労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示

(平成27年11月30日 健康保持増進のための指針公示第5号)

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき、事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

- 1 名称 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針
- 2 趣旨 労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、健康保持増進のための指針公示第1号（昭和63年9月1日）として公表した事業場における労働者の健康保持増進のた

めの指針について、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行に伴い所要の改正を行うものである。

- 3 適用日 平成27年12月1日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。

また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

○ 労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示

(平成27年11月30日 健康保持増進のための指針公示第6号)

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき、労働者の心の健康の保持増進のための指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

- 1 名称 労働者の心の健康の保持増進のための指針の一部を改正する指針
- 2 趣旨 労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、健康保持増進のための指針公示第3号（平成18年3月31日）として公表した労働者の心の健康の保持増進のための指針

について、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行に伴い所要の改正を行うものである。

- 3 適用日 平成27年12月1日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。

また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

○ 労働安全衛生法第66条の5第2項の規定に基づく健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に関する公示

(平成27年11月30日 健康診断結果措置指針公示第8号)

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66

条の5第2項の規定に基づき、健康診断結果に

に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

- 1 名称 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針
- 2 趣旨 労働安全衛生法第66条の5第2項の規定に基づき、健康診断結果措置指針公示第1号（平成8年10月1日）として公表した健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針について、労働安全衛生法の一部

を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行に伴い所要の改正を行うものである。

- 3 適用日 平成27年12月1日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。

また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

○ 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に関する公示

（平成27年11月30日 心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第2号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10第7項の規定に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

- 1 名称 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針
- 2 趣旨 労働安全衛生法第66条の10第7項の規定に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号（平成27年4

月15日）として公表した心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針について、派遣労働者に関して派遣元事業者及び派遣先事業者が講ずべき措置を明らかにするため、所要の改正を行うものである。

- 3 適用日 平成27年12月1日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。

また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

○ 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

（平成27年12月7日基発1207第8号、都道府県労働局長宛、厚生労働省労働基準局長名）

標記の件に関し、現在まで、

1. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号、以下「法」という。）第57条の3第1項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）のうち、有害性の調査の結果、強度の変異原性が認められたもの（合計831物質）
2. 法第57条の3第1項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物

質」という。）のうち、有害性の調査の結果等により、強度の変異原性が認められたもの（合計169物質）

については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1、以下「指針」という。別添1参照。）に基づく措置の実施を届出事業者に対して要請するとともに、指針の周知等を関係事業者団体に対して要請し

ているところである。

今般、労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(平成26年厚生労働省告示第502号,平成27年厚生労働省告示第152号,第301号及び第388号)により,925物質の名称を公表したところであるが,それらの化学物質のうち,別紙1に掲げる計45の届出物質について,学識経験者から,変異原性試験の結果,強度の変異原性が認められる旨の意見を得た。

また,既存化学物質のうち別紙2に掲げる計25物質について,学識経験者から,強度の変異原性が認められる旨の意見を得た。

については,別添2により別紙1に掲げる届出物質を届け出た事業者に対して,指針に基づく措置を講ずるよう要請し,また,別添3により関係事業者団体に対して,別紙1に掲げる届出物質又は別紙2に掲げる既存化学物質を製造する又は取り扱う際には,指針に基づく措置を講ずるよう周知していただきたい旨要請したので,貴職におかれても,管内の事業者に対して,これらの化学物質を製造し,又は取り扱う際には,指針に基づく措置を講ずる等,労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知されたい。

別紙1 変異原性が認められた届出物質

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名 称
1	23657	平成26年12月26日 厚生労働省告示第502号	4,4'- (エチレンジオキシ) ジアニリン
2	23683		(クロロメチル) シクロプロパン
3	23684		3- (クロロメチル) -5,5- ジフェニルヒダントイン
4	23692		<i>N,N</i> - ジエチル -3- メチル -4- [(5- ニトロ -1,3- チアゾール -2- イル) ジアゼニル] アニリン
5	23706		ジクロリド (η^5 - シクロペンタジエニド) オキシドバナジウム
6	23707		ジクロリドビス (η^5 - シクロペンタジエニド) バナジウム
7	23740		2,2,6,6- テトラオキソ -1,2 λ^6 , 6 λ^6 - オキサジチアン
8	23755		ナトリウム = [(ヒドロキシメチル) アミノ] アセタート
9	23764		1,1 : 2,2- ビス (シクロオクタン -1,5- ジイル) ジボラン(6)
10	23775		3- (ヒドロキシメチル) -5,5- ジフェニルヒダントイン
11	23798		4- プロモナフタレン -1- アミン
12	23799		<i>N</i> - (4- プロモ -1- ナフチル) アセトアミド
13	23812		<i>N</i> - (1,3- ベンゾチアゾール -2- イル) - <i>N</i> - ヘキシルヒドラジン
14	23821		2- メチルピリジン (<i>N</i> - <i>B</i>) ボラン
15	23845	平成27年 3 月27日 厚生労働省告示第152号	1- アミノ -4- ヒドロキシ -9,10- ジオキソ -9,10- ジヒドロアントラセン -2,3- ジカルボン酸無水物
16	23848		(2- アミノ -5- フルオロフェニル) (フェニル) メタノン
17	23912		(3 <i>S</i>) -4- クロロ -3- (オキサン -2- イルオキシ) プチル = メタンスルホナート
18	23955		<i>N</i> - (2,4- ジフルオロフェニル) - <i>N</i> - イソプロピルカルバモイル = クロリド
19	23958		(<i>E</i>) -2,3- ジプロモブタ -2- エン -1,4- ジオール
20	23963		3,3- ジメチル -1- (ナフト [1,2- <i>d</i>] [1,3] オキサゾール -2- イル) -1- [(トシルオキシ) イミノ] ブタン -2- オン
21	24012		ビフェニル -4- イル = メタクリラート
22	24034		1- (2- プロモエチル) 4- ニトロベンゼン
23	24056		5- メチル -2- (4'- ニトロビフェニル -4- イル) -1,3- ベンゾオキサゾール

24	24062		4'- (5-メチル-1,3-ベンゾオキサゾール-2-イル) ビフェニル-4-アミン
25	24089	平成27年 6月26日 厚生労働省告示第301号	(2-アミノ-3-ブロモ-5-フルオロフェニル) (フェニル) メタノン
26	24095		安息香酸と [2-(クロロメチル) オキシラン・4,4'- (プロパン-2,2-ジイル) ジフェノール重縮合物] の反応生成物
27	24098		2-イソシアナト-2-メチルプロパン-1,3-ジイル=ビス (3-クロロプロパノアート)
28	24130		4,4'-オキシジフェノールと2-(クロロメチル) オキシランの反応生成物
29	24157		2-(クロロメチル) オキシランと (フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物) の反応生成物
30	24234		{1,3-ビス [(3-クロロプロパノイル) オキシ] -2-メチルプロパン-2-イル} アンモニウム=クロリド
31	24241		(4-ヒドロキシ-2-メチルフェニル) (メチル) (1-ナフチルメチル) スルホニウム=テトラキス (ペンタフルオロフェニル) ボラヌイド
32	24266		4-ブロモ-2-フルオロ-9 <i>H</i> -フルオレン-9-オン
33	24268		ヘキサヒドロキシド白金酸 (2-) ビス [(2-ヒドロキシエチル) アンモニウム]
34	24309		平成27年 9月25日 厚生労働省告示第388号
35	24317	3-アミノ-4'- {[3-(ジエチルアミノ) プロピル] カルバモイル} -4-メトキシベンズアニリド	
36	24321	6-(4-アミノフェノキシ) ビフェニル-3-アミン	
37	24401	1,4-ジアジドブタン	
38	24405	4'- {[3-(ジエチルアミノ) プロピル] カルバモイル} -4-メトキシ-3-ニトロベンズアニリド	
39	24428	1,4-ジフルオロ-2-ニトロベンゼン	
40	24465	(2 <i>R</i>)-2- {[(2-ニトロフェニル) スルホニル] アミノ} プロピル=メタンスルホナート	
41	24478	[(1 <i>R</i> ,2 <i>R</i>)-1-ヒドロキシ-6-(4-ニトロフェニル)-1-フェニルヘキサ-5-イン-2-イル] アンモニウム=クロリド	
42	24504	1-フルオロ-4-(トリクロロメチル) ベンゼン	
43	24510	1-プロモベンタ-2-イン	
44	24511	2-[4-(プロモメチル) フェニル] プロパン酸	
45	24537	メチル=2-[4-(プロモメチル) フェニル] プロパノアート	

別紙2 変異原性が認められた既存届出物質

	化審法官報公示 整理番号	CAS No.	名 称
1	4-798	1667-10-3	4,4'-ビス (クロロメチル) ビフェニル
2	2-396	2224-15-9	2- {[2-(オキシラン-2-イルメトキシ) エトキシ] メチル} オキシラン
3	5-5727	941-69-5	<i>N</i> -フェニルマレイミド
4	3-1502	96-99-1	4-クロロ-3-ニトロ安息香酸
5	2-187	107-99-3	(2-クロロエチル) ジメチルアミン
6	2-1020	110-26-9	<i>N,N'</i> -メチレンジアクリルアミド
7	4-704	117-12-4	1,5-ジヒドロキシアントラキノン
8	5-238	1747-60-0	6-メトキシ-1,3-ベンゾチアゾール-2-アミン
9	5-2927	2580-78-1	リアクティブブルー-19
10	5-3224	6448-95-9	ピグメント レッド-22

11	5-3225	6471-49-4	ピグメント レッド-23
12	4-687	13936-21-5	2-ベンチルアントラキノン
13	3-803	97-52-9	2-メトキシ-4-ニトロアニリン
14	3-846	80-51-3	4,4'-オキシビス(ベンゼンスルホンヒドラジド)
15	3-2694	56-93-9	ベンジル(トリメチル)アンモニウム=クロリド
16	3-126	2687-25-4	3-メチルベンゼン-1,2-ジアミン
17	3-1505	121-92-6	3-ニトロ安息香酸
18	3-1505	99-34-3	3,5-ジニトロ安息香酸
19	1-215 塩化水素 2-3262 2-クロロエチルアミン ※1	870-24-6	(2-クロロエチル)アンモニウム=クロリド
20	4-483	3770-97-6	6-アジド-5-オキソ-5,6-ジヒドロナフタレン-1-スルホニル=クロリド
21	3-447	446-35-5	2,4-ジフルオロ-1-ニトロベンゼン
22	2-396	16096-30-3	2- {[2-(オキシラン-2-イルメトキシ)プロポキシ]メチル}オキシラン
23	3-574	26447-14-3	2- [(トリルオキシ)メチル]オキシラン
24	4-701	6258-06-6	ナトリウム=1-アミノ-4-ブロモアントラキノン-2-スルホナート
25	5-2033	569-64-2	ベイシック グリーン-4

(注1) これらの化学物質は、化学物質のリスク評価検討会(有害性評価小検討会)の下に設置された遺伝毒性評価ワーキンググループにおいて、既知の知見を基に評価を行い、強い変異原性がある旨の意見を得られたことから、措置の対象とする。

(注2) 「化審法官報公示整理番号」とは、昭和54年6月29日までに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)(化審法)の規定により公示された際に付せられた整理番号であり、これらは労働安全衛生法においても既存の化学物質として取り扱うこととしている(労働安全衛生法施行令附則第9条の2関係)。

※1 既存化学物質から構成される塩であるため、対象物質自体には官報公示整理番号がない。(CHRIP参照)そのため、塩を構成する物質の官報公示整理番号を記載した。

編注：別添1～3(略)。

「安全衛生情報センター」ホームページ参照

<http://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-56/hor1-56-52-1-0.htm>

別添1 変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針

別添2 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて(平成27年12月7日基発1207第6号、届出事業者宛)

別添3 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて(平成27年12月7日基発1207第7号、別紙の関係団体の長宛)

○ 変異原性が認められた化学物質に関する情報について

(平成27年12月7日基発1207第2号、都道府県労働局労働基準部健康主務課長宛、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長名)

標記については、平成27年12月7日付け基発1207第8号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」により厚生労働省労働基準局長から通知されたところであるが、当該化学物質に関する下記の資料を送付するので、業務の参考とされたい。

おって、関係事業者団体の長あて、別添のとおり送付したので了知されたい。

記

別紙1 変異原性が認められた届出物質に関する情報一覧

別紙2 変異原性が認められた既存化学物質に関する情報一覧

別添「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」

編注：別紙1、2及び別添(略)。

「安全衛生情報センター」ホームページ参照

○ 石綿ばく露作業による労災認定等公表事業場に対して労災補償制度など についての周知を要請 ～660事業場に対して要請文を送付～

(平成27年12月16日)

厚生労働省は、平成26年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者が所属していた939事業場を本日公布しましたが、公表された事業場のうち660事業場^(※)に対して、既に離職した労働者やその遺族に向けて、労災補償制度・特別遺族給付金制度・石綿健康管理手帳制度についての周知を依頼する文書を送付しました。

石綿による疾病は、30～40年という長い期間を経て発症することが多いため、石綿ばく露作業に従事した労働者及びその遺族に対して周知を行うことで、一人でも多くの対象者に情報が行き渡るよう、今回要請を行いました。

厚生労働省では、今後も、あらゆる機会をとらえて労災補償と石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の周知・広報に努め、石綿による疾病についての労災請求などの一層の促進に取り組んでいく方針です。

(※) 公表した939事業場のうち、既に事業が廃止されたり、社名変更により重複して公表されている279事業場を除いた事業場
公表資料：厚生労働省ホームページ>お知らせ
(報道発表資料)>2015年12月

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000106859.html>

別添 (要請資料)
事業主の皆様へ

～石綿ばく露作業に従事されていた労働者等に対する健康管理手帳制度と労災補償制度・特別遺族給付金制度の周知のお願いについて～

(平成27年12月16日、厚生労働省労働基準局・補償課・安全衛生部労働衛生課)

労働基準行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による疾病は、石綿にさらされる業務(以下「石綿業務」といいます。)の開始から30年～40年という長期間を経過した後に発症

することが多いものです。このため、既に離職された方を含め、石綿関連疾患を発症された方には、過去の石綿業務が原因となって発症したのかどうか気付かない方や、健康に不安をお持ちになっても、対処の方法がわからない方がいらっしゃることも懸念されます。

このため、厚生労働省では、石綿を取り扱っていた事業場の事業主の皆様に対して、現在も勤務されている労働者の方々はもとより、既に離職されている労働者やその御遺族の方々に、石綿健康管理手帳制度、労災補償制度及び特別遺族給付金制度の周知と請求等の勧奨を行っていただくことを要請しています。

つきましては、貴事業場におかれましても、既に離職されている方を含め、貴事業場で石綿業務に従事していた労働者やその御遺族の方々に対し、

- ① 石綿健康管理手帳制度の周知と申請の勧奨
- ② 労災補償制度と特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨

をしていただきたくお願い申し上げます。(制度の概要や申請手続き等については、別添1を御参照ください。)

これらの制度をお知らせいただく際には、同封した労働者やその御遺族の方々へのお知らせの文書(別添2)を参考にしてください。

なお、今後の効果的な制度周知の方法などの参考とさせていただくため、貴事業場における周知等の取組状況を把握したいと考えております。重ねてのお願いで誠に恐れ入りますが、貴事業場での周知等の取組の実施状況(今後実施予定のものも含みます。)につきまして、別添3の調査票に御記入いただき、同封の返信用封筒により、平成28年2月29日(月)までに送付いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

今回のご案内につきまして、ご不明な点等ございましたら、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局にお問い合わせください。

【参考】周知の取組例(これまで把握した事例)

- 離職が決定した労働者や退職した労働者について、国が作成したパンフレットを配布するとともに、石綿作業従事歴等の確認を行っている。
- 退職した労働者の自宅に訪問し、石綿健康管理手帳制度、労災補償制度、特別遺族給付金制度の説明を行っている。
- 自社のホームページに石綿健康管理手帳制度、労災補償制度、特別遺族給付金制度の情報を掲載し、周知している。
- 定年退職説明会やOB会で石綿健康管理手帳制度、労災補償制度、特別遺族給付金制度に

- ついて説明を行い、関連資料を配布している。
- 石綿健康管理手帳を所持する方の健康診断受診状況の確認や受診案内等を行っている。
- 自社に相談窓口を設置し、退職された労働者やその家族も含め、石綿健康管理手帳制度、労災補償制度、特別遺族給付金制度の請求等に関する各種相談に対応している。

編注：別添 1， 2（略），

厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000106987.html>

○ 「平成26年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（確定値）」を公表します ～ 労災保険給付の請求・支給決定件数は、前年度とほぼ同水準 ～

（平成27年12月16日）

厚生労働省は、このたび、平成26年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の確定値を取りまとめましたので、公表します（速報値は今年6月19日に公表済み）。

石綿による疾病^{*1}で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事によると認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付の対象となります。

平成26年度分の労災保険給付の請求件数は1,096件（石綿肺を除く）で、支給決定件数は1,002件（同）と、前年度とほぼ同水準でした。

一方、石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効（5年）によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によると認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。

平成26年度分の特別遺族給付金の請求件数は36件（前年度比4件、10.0%の減）、支給決定件数は20件（同4件、16.7%の減）と、前年度と比べると、ともに減少しました。

なお、平成26年度までに労災保険給付などに関する支給決定を受けた労働者の死亡年別の統

計資料（資料1～5）も取りまとめましたので、併せて公表します。資料4と5は、船員保険関係のものです。

1 労災保険給付の請求・支給決定状況

【別添表1，表1-2，表2，表5，図1，図3-1】

- (1) 肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚^{*2}

請求件数	1,096件
（前年度比	19件，1.7%の減）
支給決定件数	1,002件
（同	5件，0.5%の減）

- (2) 石綿肺（(1)の件数には含まれない）^{*3*4}

支給決定件数	78件
（前年度比	1件，1.3%の増）

2 特別遺族給付金の請求・支給決定状況^{*5}

【別添表3，表4，表5，図2，図3-2】

請求件数	36件
（前年度比	4件，10.0%の減）
支給決定件数	20件
（同	4件，16.7%の減）

※1 肺がん、中皮腫、石綿肺、良性石綿胸水、

びまん性胸膜肥厚。

- ※2 速報値と比較して、請求件数の合計は1件増加。支給決定件数の合計は変動なし。
- ※3 「石綿肺」はじん肺の一種であり、平成22年度までは「石綿肺」単独の集計はしていない。平成23年度から、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、集計したもの。
- ※4 速報値と比較して、支給決定件数の合計

は1件増加。

- ※5 速報値と比較して、請求件数・支給決定件数とも変動なし。

編注：表1～5、図1～3-2、資料1～5(略)、厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11402000-Roudoukijunkyokuroudouhoshoubu-Hoshouka/0000107134.pdf>

○ 「平成26年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します ～939事業場（うち新規は710事業場）を公表、累計の公表は延べ 10,510事業場～

(平成27年12月16日)

厚生労働省では、このたび、平成26年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者^{*1}が所属していた事業場について、名称、所在地、作業状況などの情報^{*2}を取りまとめましたので、公表します。公表する事業場数は以下のとおりです（名称などの詳細は添付資料1参照）。

939事業場（うち新規公表710事業場）

建設業以外の事業場（第1表）

404事業場（うち新規公表229事業場）

建設業の事業場（第2表）

535事業場（うち新規公表481事業場）

*平成17年7月の第1回公表以来、今回の平成26年度分で、延べ10,510事業場を公表しました。

石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表は、(1)公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する、(2)公表事業場の周辺住民の方々、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする、(3)関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する、という観点から行うものです。

厚生労働省では、今回公表する情報に関する問い合わせや、労災補償制度などに関する相談に応じるため、12月17日(木)・18日(金)に特別電話相談窓口を設置します（電話番号：03-3595-3402、午前10時から午後5時まで）。

また、都道府県労働局、労働基準監督署^{*3}では、随時相談を受け付けているほか、健康管理手帳制度・労災補償制度についてもご案内しています。

なお、石綿による健康被害に関する相談は、全国の労災病院、産業保健総合支援センター、保健所などの相談窓口で受け付けています（詳細は添付資料3参照）。

※1 石綿救済法（石綿による健康被害の救済に関する法律）に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者を含む。

※2 公表する情報

- (1) 事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名
- (2) 事業場名
- (3) 事業場所在地
- (4) 石綿ばく露作業状況
- (5) 労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数
- (6) 石綿取扱い期間
- (7) 現在の石綿取扱い状況
- (8) 特記事項
- (9) 労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数累計

※3 所在地などはホームページに記載

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

- (添付資料1) 平成26年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
- (添付資料1) 公表事業場一覧表 (第1表)
- (添付資料1) 公表事業場一覧表 (第1表)
- (添付資料1) 公表事業場一覧表 (第2表)
- (添付資料1) 公表事業場一覧表 (第2表)
- (添付資料2) (参考)平成26年度石綿ばく露作

業による船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表

- (添付資料3) 健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度のご案内、各種相談窓口のご案内
- 編注：添付資料1～3(略)、前記厚生労働省ホームページ参照

○ 「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」等を訂正します ～平成26年度までの公表資料の一部を訂正～

(平成27年12月16日)

厚生労働省が平成26年度までに公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(確定値)」について、公表時点での事業場名の変更や事業場の移転が公表内容に反映されていなかった、集計に当たって同一事業者の隣接工場を混同していた、疾病の集計に誤りがあった等、訂正が必要な箇所があったことが判明しました。

今後は、チェック体制を強化するなど再発防止に努めるとともに、お詫びして、別添のとおり訂正します。

【訂正対象】

- (1) 石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表

平成17年7月, 8月, 平成20年3月, 6月,

- 10月, 12月, 平成21年12月, 平成22年11月, 平成23年11月, 平成24年11月, 平成25年12月及び平成26年12月公表分
- (2) 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(確定値)
平成23年度決定分の疾病内訳
(平成24年度の公表資料のうち表1・表2・表5の該当箇所, 平成25年度及び平成26年度の公表資料のうち表1の該当箇所)

- (別添) 石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表等の訂正について

編注：厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000106920.html>

○ 都道府県労働局における石綿関連文書の保存の取扱いの誤りについて

(平成27年12月18日)

都道府県労働局において、下記のとおり、石綿関連文書の保存の取扱いに誤りがあり、都道府県労働局に対し、石綿関連文書の取扱いについて指示しましたので、お知らせします。

1 概要

- (1) 将来の石綿に関する政府の検証に必要となることも考えられることから、平成17年に都道府県労働局(管下の労働基準監督署を

含む。)における石綿関連文書(石綿関連事業場に関する監督復命書, 安全衛生指導復命書, 労災保険給付等調査復命書等)を、本来必要とされる保存期間にかかわらず、当分の間、保存するように指示していた。

- (2) しかしながら、本省の指示が、保存すべき石綿関連文書の範囲を明確に限定して列挙していなかったことなどから、今般、常用として保存すべき石綿関連文書の範囲や保存方法

を具体的に示し、文書管理の徹底を指示した。

- (3) 都道府県労働局に石綿関連文書の保存状況を確認したところ、一部の石綿関連文書が廃棄されていた。なお、廃棄された石綿関連文書のうち一部は、労働基準行政情報システムに主要な部分が保存されており、内容の確認が可能な状態である。

2 事実経過

- (1) 平成17年12月27日付け地方課長通達（以下「平成17年通達」という。）により、都道府県労働局に対し、「アスベストに関連する文書については、現行の文書管理規程に定める文書の保存期間にかかわらず、当分の間、廃棄することなく保存すること」と指示。
- (2) 京都労働局及び東京労働局において石綿関連文書の一部を廃棄していたと疑われる事案が判明したことに伴い、平成27年9月1日、都道府県労働局に対し、石綿関連文書の保存状況を確認するよう指示。
- (3) (2)の確認の結果、次のとおり、今後保存すべき石綿関連文書の一部を廃棄していたことが明らかになった。
 - 文書は廃棄されているが、その主要な部分が労働基準行政情報システムに保存されているもの 17,382件（3種類）
 - 文書としても労働基準行政情報システム上の情報としてもデータが残っていないもの 1,957件（6種類）
- (4) なお、(2)の確認において、廃棄されていたもののうち、検討した結果、今後は常用としての保存を要せず、通常の保存期間に絞って保存する文書が40,449件（6種類）あった。

3 発生原因

- (1) 平成17年通達で、保存すべき石綿関連文書の範囲を具体的に列挙していなかったため、都道府県労働局及び労働基準監督署において

「当分の間」保存すべき石綿関連文書の範囲が不明確であったこと。その後、一定のタイミングで、対象文書の絞り込みを検討すべきだったが、行われなかったこと。

- (2) 石綿関連文書については、行政文書ファイルを別途作成（平成17年通達の時点で他の同種文書と同一ファイルに収納されていたものは、当該他の同種文書の保存期間満了時点、それ以降のものはファイル作成時点。）し、当分の間、廃棄することなく保存すべきものとされていることが、職員に周知徹底されていなかったこと。特に、システムにデータが登録されていれば、紙媒体の保存は不要であるとの誤った認識が職員にあったこと。
- (3) 石綿関連文書の適切な保存を確保するための研修や具体的な指示が必ずしも十分に行われていなかったこと。

4 文書管理に関する指示

- (1) 本日付で、平成17年通達を廃止し、新たに、大臣官房地方課長及び労働基準局総務課長の連名通達を發出し、都道府県労働局に対して「常用」として保存すべき石綿関連文書の範囲を明確にした上で、石綿関連文書の保存及び管理方法等について指した。
- (2) 毎年度の内部監察において、都道府県労働局及び労働基準監督署における石綿関連文書の保存状況について確認する。
- (3) 石綿関連文書の保存について、文書管理研修を行うほか、新任研修、管理職研修、各種業務研修などにおいて周知徹底する。

5 労災保険給付等への影響

石綿関連の今後の労災保険法に基づく保険給付に係る認定業務及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金に係る認定業務に当たって、請求された方々の労災認定に支障が生じることはない。

○ 芳香族アミンによる健康障害の防止対策について

（平成27年12月18日基安発1218第1号、別記の関係団体の長宛、厚生労働省労働基準局安全衛生部長名）

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、

御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、染料・顔料の中間体を製造する事業場で、複数名の労働者が膀胱がんを発症する事案が発生しました。膀胱がんを発症した労働者においては、オルト-トルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していたことが分かっていますが、現在、作業実態や発生原因について調査中（編注：後掲：第一報参照）です。（別紙1参照）

これらのことを踏まえ、予防的観点から、下記のとおり芳香族アミンによる健康障害の防止対策が適切に実施されるよう要請したく、貴会傘下の会員事業場等に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1 事業場で取り扱う別紙2の芳香族アミンについて、安全データシート（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2の規定に基づく通知をいう。）の危険有害性情報に従って、業務の状況に応じた換気、防毒マスクの着用等の適切なばく露防止対策を講じること。

2 別紙2の芳香族アミンを現に取り扱っている又は取り扱ったことのある事業場においては、一般定期健康診断の実施及び当該事後措置の徹底を図ること。

また、オルト-トルイジンについては、現にこの物質を取り扱っている労働者及び過去に取り扱ったことのある労働者であって現在も雇用している者に対する緊急の措置として、できる限り特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）にある膀胱がんに関する健康診断項目（別紙3）の検査を実施するとともに、この物質を取り扱ったことのある労働者であって既に退職している者に対して、同検査の受検を勧奨することが望ましいこと。

別記 一般社団法人日本化学工業協会
化成工業協会

別紙1

染料・顔料の中間体の製造工場における
膀胱がん発症事案について

1. 事業場の概要

業種：化学工業製品製造業
（染料・顔料の中間体の製造）

労働者数：約40名

2. 事案概要

- 平成27年12月3日、事業場から、当該事業場の労働者4名（他に退職者1名、計5名）が膀胱がんを発症している状況について、所轄の労働局に報告があった。
- 現職労働者4名については全て男性、年齢は40代後半から50代後半、当該事業場での就労歴は18年から24年。
- 所轄の労働局・労働基準監督署及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所において、作業実態や発生原因について調査を開始。なお、膀胱がんを発症した労働者には、会社を通じて労災保険の請求勧奨を行っている。
- これまでの調査により、膀胱がんを発症した現職労働者4名については、オルト-トルイジンをはじめとした芳香族アミンの原料（別紙2参照）から染料・顔料の中間体を製造する工程において、原料を反応させる作業、生成物を乾燥させ製品にする作業に共通して従事していたことが分かっている。
- 厚生労働省としては、引き続き、オルト-トルイジンを中心に原因の究明作業を行う。

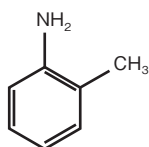
別紙2

本件事業場で取り扱われている発がんに関係する芳香族アミン

- オルト
1. o-トルイジン（o-Toluidine）
 - CAS 番号 95-53-4
 - 外観 無色～黄色の液体
 - 沸点 200℃
 - 用途 染料・顔料の中間体原料、エポキシ樹脂硬化剤原料
 - 安衛法上の位置付け SDS 交付対象物質
 - 有害性情報 IARC（国際がん研究機関）グループ1（ヒトに対して発がん性がある）
※オルト-トルイジンは膀胱がんを引き

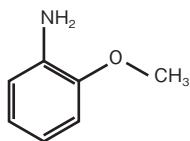
起こすと指摘されている。

日本産業衛生学会 発がん分類 2A
(ヒトに対しておそらく発がん性がある)
許容濃度 1 ppm
ACGIH (米国産業衛生専門家会議)
発がん性区分 A3
(動物に対して発がん性がある)
TLV-TWA 2 ppm



2. ^{オルト}o-アニシジン (o-Anisidine)

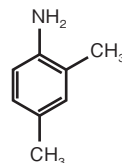
- CAS 番号 90-04-0
- 外観 赤色～黄色の液体
- 沸点 213℃
- 用途 染料中間体
- 安衛法上の位置付け
SDS 交付対象物質
- 有害性情報
IARC (国際がん研究機関) グループ 2B
(ヒトに対する発がん性が疑われる)
日本産業衛生学会 発がん分類 2B
(ヒトに対する発がん性が疑われる)
許容濃度 0.1ppm
ACGIH (米国産業衛生専門家会議)
発がん性区分 A3
(動物に対して発がん性がある)
TLV-TWA 0.5mg/m³



3. ^{にょん}2,4-キシリジン (2,4-Xylidine)

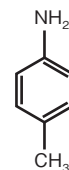
- CAS 番号 95-68-1
- 外観 澄明で淡黄色の液体
- 沸点 214℃
- 用途 染料・顔料中間体
- 安衛法上の位置づけ
SDS 交付対象物質

- 有害性情報
IARC (国際がん研究機関) グループ 3
(分類できない)
ACGIH (米国産業衛生専門家会議)
発がん性区分 A3
(動物に対して発がん性がある)
※ Xylidine (異性体混合物) について



4. ^{パラ}p-トルイジン (p-Toluidine)

- CAS 番号 106-49-0
- 外観 無色の薄片
- 融点 44-45℃
- 沸点 200℃
- 用途 顔料中間体・農薬合成原料
- 安衛法上の位置づけ
SDS 交付対象物質
- 有害性情報
IARC (国際がん研究機関) 評価なし
ACGIH (米国産業衛生専門家会議)
発がん性区分 A3
(動物に対して発がん性がある)
TLV-TWA 2 ppm



5. アニリン (Aniline)

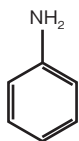
- CAS 番号 62-53-3
- 外観 無色の液体
- 沸点 184℃
- 用途 ウレタン中間体合成原料, 染料・ゴム
製造用薬品・医薬・農薬合成原料
- 安衛法上の位置づけ
SDS 交付対象物質
- 有害性情報
IARC (国際がん研究機関) グループ 3
(分類できない)

ACGIH（米国産業衛生専門家会議）

発がん性区分 A3

（動物に対して発がん性がある）

TLV-TWA 0.5ppm skin



※ SDS交付対象物質とは、労働安全衛生法第57条の2に基づき、当該化学物質を含有する製剤等を譲渡又は提供する際に、製剤等の名称、成分、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意等の情報を記載した文書（安全データシート（SDS））を交付することが義務付けられている物質をいう。当該物質を取り扱う事業者は、労働安全衛生法第28条の2に基づき、化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）等の実施に努めること、労働安全衛生規則に基づく一般的

健康障害防止措置を講ずることが求められる。

別紙3

オルトートルイジンに関する検査項目

- 1 対象者に共通に実施する項目
 - ①業務の経歴の調査
 - ②血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
 - ③血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
 - ④尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査
- 2 上記1の検査の結果、医師が必要と認めた場合に実施する項目
 - ①作業条件の調査
 - ②医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査

○ 芳香族アミンの取扱事業場に関する調査結果等について ～第一報（平成28年1月21日時点）～

（平成28年1月22日）

1. 全国調査の概要

昨年末から、労働基準監督署の職員が以下の事業場に立ち入り、オルトートルイジンの取扱状況や労働者・退職者の膀胱がんの病歴等について調査を実施。

調査1：オルトートルイジンを取り扱っていると考えられる全国38の事業場

調査2：

- ①過去にオルトートルイジンを取り扱っていたと考えられる全国19の事業場
- ②オルトートルイジンを取り扱っていたことを労働基準監督署において独自に把握している事業場

2. 調査1の結果等

(1) 労働基準監督署による調査結果

○38事業場のオルトートルイジンの取扱状況を確認したところ、以下のとおり。

- ①オルトートルイジンを現在取り扱っている事業場：17か所
- ②オルトートルイジンを過去に取り扱っていた事業場：10か所
- ③オルトートルイジンを取り扱ったことのない事業場：11か所

○オルトートルイジンを取り扱ったことがある27事業場（上記①及び②）の内訳は以下のとおり。なお、各事業場に対し、業務状況に応じたオルトートルイジンのばく露防止対策の徹底を図った。

①製造過程で取扱いのある事業場：25か所

【I 取扱状況】

- ⑦オルトートルイジンを原料として化学品を製造している事業場：19か所
- ④化学品の製造過程で副生成物として少量のオルトートルイジンが発生する等

の事業場：6か所

【Ⅱばく露機会】

㊦製造設備が密閉化されている事業場
(ただし、サンプル採取等の作業はあり)：22か所

㊧製造設備が自動化されておらず、オルトートルイジンを反応させる工程や設備間の生成物の搬送等に人による作業が存在する事業場：3か所

②オルトートルイジンを含有する製剤を使用した塗装等を行う事業場：2か所

○労働基準監督署が38事業場に対し膀胱がんの病歴を有する者(労働者・退職者)の状況を確認し、聞き取り等に基づく範囲で把握できた状況は以下のとおり。

A 事業場で退職者1名

B 事業場で労働者1名

○なお、A 事業場及びB 事業場については、いずれもⅠ-④(副生成物として発生等)、Ⅱ-㊦(密閉化された製造設備)に該当し、先般の福井県の事業場については、Ⅰ-㊦(原料として取扱い)、Ⅱ-㊧(密閉化されていない製造設備)に該当する。

(2) 今後の対応

○27事業場に対し、以下の事項を指導したところであり、健康診断の実施結果等については今月中に報告を求めているところ。

- オルトートルイジンの取扱作業に従事経験のある労働者に対する膀胱がんに関する健康診断の実施
- オルトートルイジンの取扱作業に従事経験のある退職者に対する膀胱がんに関する健康診断の受検勧奨

○A 事業場及びB 事業場については、他の労働者の健康診断結果等を踏まえ、引き続き必要な調査を行うこととしている。

3. 調査2の現時点での把握内容

○調査2については、今月末までに労働局・労働基準監督署から報告を求めているところであるが、現時点までに、C 事業場で労働者1名、退職者2名、D 事業場で退職者1名が膀胱がんの病歴を有するとの情報を把握した(これらの者には、製造工程に従事した経歴が確認されていない者も含まれている)。当該労働者等のばく露作業の従事歴の有無(オルトートルイジンの取扱いの有無等も含む)、ばく露状況、発症時期等を確認するとともに、発生原因について引き続き必要な調査を行うこととしている。

労働者1名、退職者2名、D 事業場で退職者1名が膀胱がんの病歴を有するとの情報を把握した(これらの者には、製造工程に従事した経歴が確認されていない者も含まれている)。当該労働者等のばく露作業の従事歴の有無(オルトートルイジンの取扱いの有無等も含む)、ばく露状況、発症時期等を確認するとともに、発生原因について引き続き必要な調査を行うこととしている。

4. 相談窓口の設置

オルトートルイジン等による健康障害に不安を持つ労働者・退職者及びその家族等からの職業性膀胱がん専門の相談窓口として、新たに、独立行政法人労働者健康福祉機構に専用フリーダイヤルを設置。

【相談窓口の概要】

運用開始日時：1月25日(月)13時

電話番号：0120-519-187

(携帯電話、PHSでも無料で利用可能)

対応日時：平日(13時~17時)

対応者：産業保健相談員(医師、保健師等)

サービス内容：職業性膀胱がん専門の医療的助言、病院案内等(労働者からの労災請求に係る相談は労働局・労働基準監督署を紹介)

全国の労働局・労働基準監督署においては、引き続き事業場・労働者等からの各種相談(ばく露防止対策、健康管理対策、労災補償関係)に対応するとともに、全国47の産業保健総合支援センターにおいても、引き続き専門的相談(医療的助言、病院案内等)に対応。

5. 福井県の事業場に係る対応

12月3日に複数の膀胱がん患者(労働者4名、退職者1名)がいることを労働局で把握した福井県の事業場については、これまで、労働局・労働基準監督署において断続的に立入調査・指導を実施し、作業実態や取扱物質の確認、関係者から事実関係の聴取等を行うとともに、緊急のばく露防止対策や膀胱がんに関する健康診断を実施するよう指導している。また、独立行政法人労働安全衛生総合研究所による専門的な災

害調査については、12月16日に予備的な現地調査（一部試料の採取等）、1月20日～22日に本格的な現地調査（オルトートルイジン等取扱原料及び生成物等について、試料の採取及び作業におけるばく露測定等）等を実施。厚生労働省と

しては、引き続き、オルトートルイジンを中心に原因の究明作業を行う。

また、平成28年1月21日現在、3名の方から労災請求がなされている。

○ 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について

（平成27年12月25日基発1225第4号、都道府県労働局長宛、厚生労働省労働基準局長名）

「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第481号）が本日公示され、改正後の「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成18年厚生労働省告示第25号、以下「告示」という。）が平成28年1月1日から適用されることとなった。

ついては、これに係る労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第95条の6の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）について、関係者への周知徹底を図るとともに、下記事項に十分留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

1 有害物ばく露作業報告の対象となる物（告示第1条関係）

別紙の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物

（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。）を有害物ばく露作業報告の対象とすること。

なお、「炭化けい素（ウイスキー及び繊維状のものに限る.）」の「ウイスキー」とは、幅（径）が数 μm 程度以下の細長い針状の単結晶をいい、「繊維状」とは、概ね長さが5 μm 超、幅が3 μm 未満、長さが幅の3倍を超える繊維をいうこと。

2 報告の期間等（告示第2条関係）

事業者は、平成28年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になったときは、平成29年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

（別紙）

コード	物	含有量% (重量%)
215	アセトンシアノヒドリン	1%未満
216	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	0.1%未満
217	エチリデンノルボルネン	0.1%未満
218	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	0.1%未満
219	2-クロロニトロベンゼン	0.1%未満
220	2-(ジエチルアミノ)エタノール	1%未満
221	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.1%未満
222	2,6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	0.1%未満
223	ジチオリン酸0,0-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	0.1%未満
224	炭化けい素(ウイスキー及び繊維状のものに限る.)	0.1%未満

225	チオりん酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	0.1%未満
226	テトラナトリウム=3,3'-[(3,3'-ジメトキシ-4,4'-ピフェニレン)ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート] (別名 CI ダイレクトブルー-15)	0.1%未満
227	2,4,6-トリクロロフェノール	0.1%未満
228	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	0.1%未満
229	ヒドロキノン	0.1%未満
230	N-(ホスホノメチル)-グリシン (別名グリホサート)	0.1%未満
231	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	0.1%未満
232	硫酸ジイソプロピル	0.1%未満

- 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件

(平成27年12月25日厚生労働省告示第481号)

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-277-1-0.htm>

- 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等

(平成27年12月25日厚生労働省告示第481号)

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-114-1-0.htm>

- 有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について

(平成27年12月25日基安発1225第2号)

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-56/hor1-56-56-1-0.htm>

- 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件

(平成27年12月25日厚生労働省告示第480号)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の3第1項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

(編注:通し番号24545~24781の化学物質名については、厚生労働省ホームページ参照)

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/ourei/H151225K0040.pdf>

- 「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR(FPD)写真及びCR写真の取扱い等について」の一部改正について

(平成28年1月15日基安労発0115第1号, 都道府県労働局労働基準部長宛, 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長宛)

じん肺法(昭和35年法律第30号)に基づき、じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定(以下「じん肺健康診断等」という。)においては、エックス線写真を用いることとされている。

エックス線写真に関して、デジタル写真であ

る「半導体平面検出器を搭載した一般撮影装置による写真」(以下「DR(FPD)写真」という。)及びComputed Radiographyによる写真(以下「CR写真」という。)については、平成22年6月24日付け基安労発0624第1号「じん肺健康診

断及びじん肺管理区分の決定におけるDR (FPD) 写真及びCR 写真の取扱い等について」において、その留意事項等を示しているところである。

今般、企業より、新たにじん肺健康診断等において使用することができるじん肺等級付け機器を開発し、その内容を中央じん肺診査医会で検討した。

その結果、従来機種において直接変換型として使用していたデジタルラジオグラフィー装置を間接変換型として使用するものであり、適正に使用することができること認められた。

また、マルチ周波数処理にかかる撮像表示条件について、全メーカーに共通する条件と、メーカー毎の条件の間に、一部矛盾が生じていることが判明した。

そこで、じん肺健康診断等に用いるエックス線写真がDR (FPD) 写真である場合の留意事項等を下記のとおり改めることとしたので、その実施及び貴管下の関係医療機関への周知につき遺憾なきを期せられたい。

記

1 撮像表示条件等の改正について

じん肺健康診断等において、DR (FPD) 写真を用いる場合の各種条件を示した「じん肺健康診断等のためのDR撮像表示条件」及び「DR撮像表示条件確認表」において、「画像処理条件(一般的表記)」及び「メーカー毎画像処理条件」にかかる撮像表示条件について、以下のとおり改正する。

(1) 画像処理(一般的表記)の改正

マルチ周波数処理にかかる撮像表示条件について、全メーカーに共通する条件と、メーカー毎の条件の間に、一部矛盾が生じていることが判明したことから、「マルチ周波数等処

理を行わないこと」を「マルチ周波数処理を原則行わないこと。ただし、縦隔の画質の劣化等臨床的な問題が生じる場合には、専門家による読影委員会において認められたマルチ周波数処理を行うことができる。」に改正する。

(2) 「メーカー毎画像処理条件」にかかる撮像表示条件の改正

「島津製作所③」で示す画像処理条件について、新たにじん肺健康診断等において使用することができるじん肺等級付け機器を島津製作所が開発したところ、従来機種において直接変換型として使用していたデジタルラジオグラフィー装置を間接変換型として使用するものと認められた。

そこで別添のとおり、撮像表示条件の「RE/MRE(周波数強調)」について、現状の表記の曖昧さを改正するとともに、「CRF(鮮鋭度フィルター)」について、直接変換型、間接変換型の双方に適用できるよう改正する。

2 その他留意事項

上記1以外の撮像表示条件については変更がないことから、これらの条件で撮影されたDR (FPD) 写真及びCR写真については、従前の確認表を用いても差し支えないこと。

編注：じん肺法施行規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/16.html>

編注：日本呼吸器学会ホームページ参照

https://www.jrs.or.jp/modules/information/index.php?content_id=955

○ 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申 ～27物質を労働安全衛生法施行令別表第9に追加します～

(平成28年1月22日)

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会(会長：樋口美雄 慶應義塾大学商学部教授)に対

し、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「労働安全衛生規則の一部を改正

する省令案要綱」について諮問を行いました。

これらの諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長：土橋律 東京大学大学院工学系研究科教授）で審議が行われ、同審議会から、いずれも妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、平成29年3月1日の施行に向け、速やかに政省令の改正作業を進めます。

【政令・省令案のポイント】（詳細は別添3）

<労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令案要綱>

国内で譲渡・提供しようとする際に文書（安全データシート：SDS）の交付*¹、化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）やリスクアセスメント*²の実施が必要となる物質を定める「労働安全衛生法施行令別表第9」に、一定の有害性が明らかになった27の化学物質を追加します。

労働安全衛生法施行令別表第9へ追加する化学物質

亜硝酸イソブチル	N-ビニル-2-ピロリドン
アセチルアセトン	ブテン
アルミニウム	プロピオンアルデヒド
エチレン	プロペン
エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート	1-プロモプロパン
クロロ酢酸	3-プロモ-1-プロペン（別名臭化アリル）
O-3-クロロ-4-メチル-2-オキシ-2H-クロメン-7-イル = O'O"-ジエチル=ホスホロチオアート	ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム
三弗化アルミニウム	ヘキサフルオロプロペン
N, N-ジエチルヒドロキシルアミン	ペルフルオロオクタン酸
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	メチルナフタレン
ジクロロ酢酸	2-メチル-5-ニトロアニリン
ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート（別名 DEP）	N-メチル-2-ピロリドン
水素化ビス（2-メトキシエトキシ）アルミニウムナトリウム	沃化物
テトラヒドロメチル無水フタル酸	

上記の27物質及びこれらを含む製剤その他の物。また、アルミニウムについては、粉状のものに限り化学物質等の名称等の表示義務の対象とする。

<労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱>

GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、追加対象物質を含む製剤その他の物に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、表示義務等の対象としない）を設定します。

*1 労働安全衛生法施行令別表第9に一定の危険性または有害性を有する化学物質を掲げ、それらの化学物質を国内で譲渡・提供しようとする場合は、危険性または有害性に関する情報や安全に使用するための方法などを記載した文書（SDS）を譲渡・提供の相手側に提供することを義務付けてい

ます。

*2 平成26年に公布された改正労働安全衛生法により、施行令別表第9に掲げる化学物質については、譲渡・提供時の容器または包装に一定の情報を表示すべきことと、リスクアセスメントを行うことを、平成28年6月1日から義務付けることになっています。

別添1 諮問文

別添2 答申文

別添3 政省令案の概要

編注：別添1～3（略）。

厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000109948.html>